

佐倉市高等学校等奨学金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な理由により高等学校等で修学することが困難な者に対し、その経済的負担の軽減を図り、もって有為な人材の育成及び教育の振興に資するため、佐倉市高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第5章に規定する中学校、同法第5章の2に規定する義務教育学校（後期課程に限る。）及び同法第7章に規定する中等教育学校（前期課程に限る。）をいう。
- (2) 高等学校等 学校教育法第6章に規定する高等学校及び同法第7章に規定する中等教育学校（後期課程に限る。）をいう。
- (3) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(補助対象者)

第3条 奨学金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 中学校等を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）をした者であって、卒業等をした年度の翌年度から4年度以内に高等学校等に在学するものであること。
- (3) 中学校等の第3学年時の全教科を平均した値が5段階評価で3.0以上であり、かつ、修学意欲がある者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する経済的な理由により高等学校等の修学が困難と認められる者であること。
 - ア 生活保護受給世帯又は保護者等全員の当該年度の市民税所得割が非課税である世帯に属する者
 - イ 当該世帯に係る世帯員全員の収入額が必要額の1.3倍未満の世帯に属する者（アに該当する者を除く。）
- (5) 出身中学校長が適当と認めて推薦する者であること。

2 前項第4号イに規定する収入額は、当該年度に納付すべき市町村民税の課税の基礎となった所得（給与所得又は公的年金等所得がある者の所得については、当該給与所得又は公的年金等所得から10万円を控除した額）を合計した額から社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除及び地震保険料控除の合計額を除して得た額とする。

3 第1項第4号イに規定する必要額は、当該世帯に係る次に掲げる額を年額に換算して得た額の合計額とする。

- (1) 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第174号)の規定による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「改正前保護基準」という。)別表第1(生活扶助基準)
- (2) 改正前保護基準別表第2(教育扶助基準)
- (3) 改正前保護基準別表第3(住宅扶助基準)
(補助対象経費)

第4条 奨学金の交付の対象となる経費は、学習費総額の一部とする。

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は、一の年度において別表に定める額とする。ただし、次の各号に掲げる場合における奨学金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 交付の対象となる年度の月数が次項、第3項又は第12条第1項の規定により12に満たないとき(最終学年に在学及び次号に該当する場合を除く。)別表に定める額を12で除した額に当該月数を乗じた額
 - (2) 申請者が4月において市内に住所を有し、かつ、高等学校等の最終学年に在学する者である場合であって、交付の対象となる年度の月数が第3項又は第12条第1項の規定により6に満たないとき 別表に定める額を6で除した額に当該月数を乗じた額
- 2 申請者が年度の途中で市外から転入した場合は、当該転入した日の属する月から交付の対象とする。
 - 3 奨学金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が休学し、又は1月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた初日の属する月の翌月から当該事由がなくなった日の属する月までの期間に相当する奨学金は、交付しない。
 - 4 奨学金の交付期間は、1人の対象者について、通算して3年(前項の規定により奨学金の交付がされなかった期間があるときは、当該期間を除いて合算された期間が3年に相当する期間)を限度とする。
 - 5 第1項ただし書の規定により奨学金の額を算定する場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市高等学校等奨学金交付申請書(別記様式第1号)とする。

- 2 佐倉市高等学校等奨学金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。この場合において、申請者が前年度に奨学金の交付を受けた者であるときその他市長が特に認めるときは、これらの添付書類について一部を省略し、又は佐倉市高等学校等奨学金交付申請書の提出後に提出させることができる。
 - (1) 推薦書兼中学校等の学業成績証明書(別記様式第2号)
 - (2) 誓約書(別記様式第3号)

- (3) 生計を一にする者全員の前年の収入状況を証明する書類
 - (4) 高等学校等の在学証明書
 - (5) 高等学校等に編入したことを証する書類（編入した年度に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 奨学金の交付を受けようとする者は、佐倉市高等学校等奨学金交付申請書及び前項に定める当該申請書に添付する書類を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（当該日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直前の平日）までに提出しなければならない。
- (1) 申請者が当該年度の4月以降に市外から転入した場合 当該年度の3月31日
 - (2) 前号以外の場合 当該年度の12月28日
- (交付の条件)
- 第7条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその事実を証明する書類その他関係書類を添えて異動届（別記様式第4号）により市長に届け出ることとする。
- (1) 高等学校等を休学、復学、退学、転学若しくは停学となり、又は引き続き1月以上欠席したとき。
 - (2) 市外に転出したとき。
 - (3) その他佐倉市高等学校等奨学金交付申請書の記載事項に異動があったとき。
- (交付の決定)
- 第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、奨学金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）によるものとする。
- (実績報告)
- 第9条 規則第13条に定める補助事業の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市高等学校等奨学金実績報告書（別記様式第6号）とする。
- 2 佐倉市高等学校等奨学金実績報告書に添付する書類は、在学等証明書（別記様式第7号）又は卒業証明書とする。
- 3 交付決定者は、市長が定める期日までに次に定める期間に係る佐倉市高等学校等奨学金実績報告書を提出しなければならない。ただし、4月において市内に住所を有し、かつ、高等学校等の最終学年に在学する交付決定者については、第2号の期間に係る佐倉市高等学校等奨学金実績報告書の提出を要しない。
- (1) 4月から9月まで
 - (2) 10月から翌年3月まで
- (額の確定)
- 第10条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市高等学校等奨学金確定通知書（別記様式第8号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市高等学校等奨学金交付請求書(別記様式第9号)とする。

(決定の変更)

第12条 奨学金の交付の決定を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める月を終期として補助の対象期間を変更するものとする。

(1) 市外に転出した場合 当該転出した日の属する月

(2) 高等学校等を退学した場合 当該退学した日の属する月

2 市長は、前項の規定により補助期間を変更したときは、速やかに奨学金交付変更決定通知書(別記様式第10号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた交付決定者は、第9条第3項の規定にかかわらず、速やかに当該変更後の補助期間に係る実績報告書を市長が指定する日までに提出するものとする。

附 則(平成27年5月27日決裁27佐教総第149号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年度以降の奨学金について適用する。

(経過措置)

2 平成25年度に高等学校等に入学した者に係る第5条第1項の規定の適用については、同条中「別表に定める額」とあるのは「8万円」とする。

(有効期限)

3 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成28年2月24日決裁27佐教総第546号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日決裁佐財第577号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日決裁佐教総第543号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月8日決裁佐教総第564号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月16日決裁佐教総第314号)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象者	区分	交付額
第3条第1項第4号アに該当する者	国公立	8万円から千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第4条第1項に規定する給付金の支給額を除して得た額
	私立	8万円から千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第4条第1項に規定する給付金の支給額を除して得た額
第3条第1項第4号イに該当する者	国公立	8万円
	私立	8万円

別記

様式第1号（第6条関係）

佐倉市高等学校等奨学金交付申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

年度佐倉市高等学校等奨学金の交付を受けたいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により申請します。

申請者	住所	〒 電話番号【自宅】 【携帯】					
	保護者	フリガナ 氏名		生徒との続柄			
	生徒	フリガナ 氏名		在学 学年	学年		
家庭状況 ※同居している者及び生計を一にする者全員の状況を記入してください。							
	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名等	前年度市民税 課税の有無	備考
生徒		本人	年 月 日			有・無	
生徒の世帯員			年 月 日			有・無	
			年 月 日			有・無	
			年 月 日			有・無	
			年 月 日			有・無	
			年 月 日			有・無	
生活保護適用の有無		有・無	住居の状況		賃貸・持家		
経済的に修学困難な理由							

【裏面に続きます】

公簿による確認について

交付の要件を満たしていることを確認するために必要な私の市民税課税状況について、佐倉市長が公簿により確認することに同意します。(自筆の場合、押印不要) ※18歳以上の世帯員全員が対象となります。

氏名 _____ 印

添付書類

- 1 推薦書兼中学校等の学業成績証明書（別記様式第2号）
（前年度に佐倉市高等学校等奨学金の交付決定を受けている場合は、省略できます。）
- 2 誓約書（別記様式第3号）
- 3 生計を一にする者全員の前年の収入状況を証明する書類
（当該年の1月1日現在、佐倉市内に在住し、上記「公簿による確認について」に同意している場合は、省略できます。）
- 4 高等学校等の在学証明書
- 5 高等学校等に編入したことを証する書類（編入した年度に限る。）

様式第2号（第6条関係）

推薦書兼中学校等の学業成績証明書

教科の評定（5段階評価）

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	平均
3年										

- 注1 平均は、小数点以下第二位を四捨五入してください。
2 この書式によりがたい場合は、適宜修正の上、記入してください。
3 平均が3.0未満の場合は、奨学金の交付対象者にはなりません。

（フリガナ）	
氏 名	
生 年 月 日	
性格及び行動	
他の模範となつた事例	
教育に対する家族の態度・熱意	
その他奨学生として参考になる事項及び意見	

上記の記載事項に相違ないことを証明し、佐倉市高等学校等奨学金交付要綱による奨学生として適当と認め、推薦します。

年 月 日

（宛先）佐倉市長

学校長

印

様式第3号（第6条関係）

誓 約 書

私は、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び佐倉市高等学校等奨学金交付要綱を遵守し、学業に励むことを誓約します。

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所

生徒氏名

異 動 届

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
保 護 者
生 徒

下記のとおり異動が生じたので、佐倉市高等学校等奨学金交付要綱に基づき届け出ます。

記

1 異 動 事 由

〔 氏名変更・住所変更（市内・市外）・その他（ ） 〕
（異動前）
（異動後）

2 異 動 年 月 日

年 月 日

ただし「その他」において、次の事由によるものは学校長の証明を必要とする。

生徒氏名	
異動の事由	〔 休学・復学・退学・転学・停学・引き続き1か月以上の欠席 〕
異動年月日	年 月 日
（期間の定めがある場合）	年 月 日から 年 月 日まで
学校長の所見	
上記の内容について証明する。	
	年 月 日
学校名	
学校長	印

添付書類 住民票の写し等異動の事実を確認できる書類

様式第5号（第8条関係）

佐倉市高等学校等奨学金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
申請者
保護者
生 徒

様

佐倉市長

印

年 月 日付けで申請があった佐倉市高等学校等奨学金の交付について、次のとおり（交付しないことに）決定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 金 等 の 名 称	佐倉市高等学校等奨学金
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	
交 付 条 件 又 不 交 付 の 理 由	

様式第6号（第9条関係）

佐倉市高等学校等奨学金実績報告書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者
保護者
生 徒

年 月 日付け 第 号で佐倉市高等学校等奨学金の交付決定を受けた事業を完了したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 概 要	名 称	佐倉市高等学校等奨学金
	目的・内容	
	目標・成果	
通知を受けた 交付決定額		円
既に交付を受けた額		円
実績報告対象期間		年 月 から 年 月まで
添 付 書 類		在学等証明書（別記様式第7号）又は卒業証明書

様式第7号（第9条関係）

在 学 等 証 明 書

（宛先）佐倉市長

氏 名	
生年月日	
課程・科・学年	制 科 学年
休学・停学・引き続く 1か月以上の欠席の有無	有 ・ 無
上記有の場合、その期間	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日から 年 月 日までの期間における上記内容について証明します。

年 月 日

学校名
学校長

印

年 月 日 号

佐倉市高等学校等奨学金確定通知書

住 所
申請者
保護者 様
生 徒

佐倉市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった佐倉市高等学校等奨学金について、次のとおり額を確定したので佐倉市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により、次のとおり通知します。

- 記
- 1 交付決定額 円
 - 2 確 定 額 円
 - 3 そ の 他

佐倉市高等学校等奨学金交付請求書（別記様式第9号）により 年
月 日までに請求してください。

様式第9号（第11条関係）

佐倉市高等学校等奨学金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者
保護者
生 徒

年 月 日付け 第 号で決定があった佐倉市高等学校等奨学金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第16条第1項の規定により請求します。

請求金額 円

金融機関名	口座番号		口座名義
銀行 信用金庫	店番号		フリガナ
支店	普通 当座		氏 名

※振込口座は、生徒本人又は保護者（交付申請書の申請者）の口座を指定してください。

様式第10号（第12条関係）

佐倉市高等学校等奨学金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
申請者
保護者
生 徒

様

佐倉市長

印

年 月 日付けで届出があった異動届の内容の結果、年 月 日付け 第 号の佐倉市高等学校等奨学金交付決定を変更したので、佐倉市高等学校等奨学金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度			
補 助 金 等 の 名 称	佐倉市高等学校等奨学金			
変更の理由				
交付決定額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
奨 学 金 の 交 付 対 象 となる期間	変 更 前	年	月	日 から まで
	変 更 後	年	月	日 から まで